

FD 委員会規約

（設置）

第 1 条 帝京学園短期大学に、FD 委員会（以下「委員会」という）を置く。

（目的）

第 2 条 帝京学園短期大学における教育方法と教育環境の継続的改善を図る事を目的として、教育方法の見直し・カリキュラムの調整・教員の教育に対する貢献度評価・教育支援体制の検討などを定期的に行う。

（委員）

第 3 条 本学教員全員。委員長は学長とする。

（適用期間）

第 4 条 委員の任期は在職期間中とする。

（会議の開催）

第 5 条 年 2 回定期的に開催するほか、必要に応じて開催する。

前後期各 1 回の公開授業の実施と授業検討会の開催

（職務）

第 6 条 職務は以下の通りとする。

一 外部評価などに対応した教育改善方法の検討

授業検討会の開催

二 教員の教育に対する貢献度評価の実施

三 教育支援体制の検討

授業検討会の開催

（職務実施方法）

第 7 条 職務実施方法については、別に定める。

（記録）

第 8 条 委員会議事録は各回記録し、保存する。

付則

この規約は平成 18 年 4 月 1 日から実施する。